

岩倉市男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 岩倉市における男女共同参画に関する現況と諸問題を把握し、今後の男女共同参画施策のあり方を検討し、当該社会の実現に向けて計画的、効果的な施策の推進に資するため、岩倉市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策について研究及び検討する。

(構成)

第3条 懇話会は、市長が委嘱した委員12人以内で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 委員が退任しようとするときは、委員長に申し出なければならない。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇話会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、その都度関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務部協働推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年12月20日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 平成28年1月1日に委嘱された懇話会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月15日から施行する。